

ヒライ先生の Q&A



平井 繁利

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
(現在)岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

セクハラ防止措置と事業主の責任

雇用環境・均等部(室)で取り扱った最近の相談の状況 (令和2年度)

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法について労働者や事業主等から寄せられた相談件数は130,396件（対前年度比70.8%増）となっています。

内訳は、男女雇用機会均等法に関する相談が25,109件（19.3%）、労働施策総合推進法に関する相談が18,363件（14.1%）、パートタイム労働法に関する相談が4,774件（3.7%）、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談が10,175件（7.8%）、育児・介護休業法に関する相談が71,975件（55.2%）でした。この内、男女雇用機会均等法に関する相談件数25,109件を相談内容別にみてみると、「母性健康管理（第12条、第13条関係）」に関する相談が最も多く8,938件（35.6%）次いで「セクシュアルハラスメント（第11条関係）」に関する相談が6,337件（25.2%）、「婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第9条関係）」に関する相談が5,021件（20.0%）となっています。

更に「セクシュアルハラスメント（第11条関係）」の最近の相談件数の推移をみてみると平成30年度7,639件、令和元年度7,323件、令和2年度6,337件と漸減してはいるものの、相変わらず職場のハラスメントは大きな問題となっていることもあって、事業主にはセクハラ防止措置が男女雇用機会均等法11条で次の通り義務付けられています。

- 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するためには必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容（厚生労働大臣の指針のポイント）

(1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

①職場におけるセクシユアルハラスメントの内容・セクシユアルハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

②セクシユアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

③相談窓口をあらかじめ定めること。

④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

(3) 職場におけるセクシユアルハラスメントに係る事後

の迅速かつ適切な対応

①相談窓口をあらかじめ定めること。

②相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

③職場におけるセクシユアルハラスメントに係る事後

の迅速かつ適切な対応

（つづく）

さて事業主には、上記のようなセクハラの対応についての義務がありますが、実際に職場でセクハラが起きた場合には、どのような責任を負うことになるのでしょうか。来月号からは、セクハラの対応について、安全配慮義務違反ないし職場環境義務違反があるとした場合に、どのような責任を負うことになるのか、会社に対し損害賠償請求がされた事例をご紹介します。